

自 令和 8 年 6 月 1 9 日

至 令和 8 年 6 月 1 9 日

第 4 回遠別町議会(定例会)

遠 別 町

令和８年第４回遠別町議会（定例会） 会議録			
招 集 年 月 日	令和８年６月１９日		
招 集 場 所	遠別町議会議場		
開、閉会日時 及 び 宣 告	開 会	令和８年６月１９日 午前１０：００	
	議 長	小 森 嘉 孝	
	閉 会	令和８年６月１９日 午後 １：２８	
	議 長	小 森 嘉 孝	
応（不応）招議員 及 び 出 席 議 員 並びに欠席議員 出席 ７名 欠席 ０名 （凡例） ○出席を示す △欠席を示す ×不応招を示す △公 公務欠席 を示す	議席番号	氏 名	出欠の別
	１	小 森 嘉 孝	○
	２	橋 本 初 昭	○
	３	大 石 幸 夫	○
	４	白 井 金 治	○
	５	山 本 仁 美	○
	６		
	７	山 下 悟	○
	８	白 幡 広 喜	○

会議録署名議員	2 番	橋 本 初 昭	3 番	大 石 幸 夫
職務のため出席した者の職氏名	事務局長	坂 川 敏 文	会計年度 任用書記補	大 菅 里 美
地方自治法第121条の規定 により出席を求めた者の職氏名	町 長	國 部 雅 人	代表監査委員	田 中 雄 志
	教育長	土 井 寿 彦		
地方自治法第121 条の規定により町 長等の委任により 出席した者の職氏 名	副町長	佐 藤 克 久	出納室長	小 森 正 広
	総務課長	高 田 博 之	診療所事務長	西 尾 英 樹
	まちづくり推進課長	緒 方 章	教育次長	小 林 大 輔
	住民課長	小 森 正 広	農業委員会事務局長	齊 藤 晶 夫
	福祉課長	稗 田 一 栄		
	農林水産課長	齊 藤 晶 夫		
	建設課長	千 葉 光 彦		
議 事 日 程	議長は、本日の日程を別紙のとおり報告した。			
町長提出議案の題目	別紙のとおり			
議員提出議案の題目	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

第4回遠別町議会（定例会）議事日程

令和8年6月19日

午前10時00分開議

第1号

No.1

日程 番号	議件番号	議 件 名	提案者
		開会開議宣言	議 長
1		会議録署名議員指名の件	〃
2		会期決定の件	〃
3		諸般の報告	〃
4		行政報告	町 長
5		一般質問	議 員
6	承認第3号	専決処分の承認について（令和8年度遠別町一般会計補正予算（第2号））	町 長
7	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について	〃
8	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
9	同意第3号	農業委員会委員の任命について	〃
10	同意第4号	農業委員会委員の任命について	〃
11	同意第5号	農業委員会委員の任命について	〃
12	同意第6号	農業委員会委員の任命について	〃
13	同意第7号	農業委員会委員の任命について	〃
14	同意第8号	農業委員会委員の任命について	〃
15	同意第9号	農業委員会委員の任命について	〃
16	同意第10号	農業委員会委員の任命について	〃
17	同意第11号	農業委員会委員の任命について	〃
18	同意第12号	農業委員会委員の任命について	〃
19	同意第13号	農業委員会委員の任命について	〃
20	議案第39号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃

第4回遠別町議会（定例会）議事日程

令和8年6月19日

午前10時00分開議

第1号

No.2

日程 番号	議件番号	議 件 名	提案者
21	議案第40号	工事請負契約の変更について（遠別中学校建設工事（建築主体工事）	町 長
22	議案第41号	令和8年度遠別町一般会計補正予算（第3号）	〃
23	意見案第1号	令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	議 員
24	意見案第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書	〃
25	意見案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡大とゆたかな学びを求める意見書	〃
26	意見案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	〃
27	発議第4号	遠別町議会傍聴規則の一部改正について	議 長
28	発議第5号	議員派遣について	〃

第4回遠別町議会（定例会）諸般の報告

- 1 町長から送付を受けた議案は、次のとおりである。
承認第 3 号 専決処分の承認について（令和8年度遠別町一般会計補正予算（第2号））
報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 外 1 1 件
議案第 3 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について 外 2 件
- 2 議長から提出する議案は、次のとおりである。
発議第 4 号 遠別町議会傍聴規則の一部改正について 外 1 件
- 3 議員から提出された意見案は、次のとおりである。
意見案第 1 号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 外 3 件
- 4 監査委員から送付を受けた報告は、次のとおりである。
令和7年度3月分、令和7年度4月分、令和8年度4月分の例月現金出納検査結果については、別紙1、別紙2、別紙3のとおりである。
- 5 本会議に説明のため、地方自治法第121条の規定により出席する者は、別紙4のとおりである。
- 6 本会議に職務のため出席する事務局職員は、次のとおりである。
事務局長 坂 川 敏 文
会計年度任用書記補 大 菅 里 美
- 7 そ の 他
5月12日 留萌管内町村議会議長会定期総会に議長出席
5月13日 遠別商工会通常総会に議長出席
5月21日 留萌地域総合開発期成会定期総会に出席のため議長増毛町に出張
5月25日 全国町村議会議長・副議長研修会に出席のため議長東京都に出張
～27日
6月 4日 一般道道名寄遠別線建設促進期成会定期総会に議長及び総務産業常任委員会委員長出席
6月 6日 自由民主党北海道第十選挙区支部留萌管内移動政調会に出席のため議長留萌市に出張
6月 7日 遠別町消防団春季消防演習に議長外議員出席
6月 9日 北海道町村議会議長会定期総会に出席のため議長札幌市に出張
～10日

会議の経過

午前10時00分開会

開会・開議の宣告

○議長（小森嘉孝君） ただいまから、令和8年第4回遠別町議会定例会を開会します。

なお、本日出席を求めておりました妻沼農業委員会会長から欠席する旨の連絡がありましたので、報告をいたします。

本日の出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

発言の際にはマスクを外して発言願います。また、議場内が暑く感じられる方は、上着を脱いでいただいても結構であります。

なお、議会からのたよりへの掲載のため、町広報の撮影を許可します。

日程第1．会議録署名議員指名の件

○議長（小森嘉孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番、橋本初昭君、3番、大石幸夫君を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（小森嘉孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

暫時休憩します。

午前10時01分休憩

.....
午前10時03分再開

○議長（小森嘉孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月20日までの2日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（小森嘉孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告は印刷し、配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

○議長（小森嘉孝君） 日程第4、行政報告を行います。町長、國部雅人君。

○町長（國部雅人君） 皆さん、おはようございます。第4回遠別町議会定例会を招集しましたと

ころ、議員の皆様には時節柄何かと御多忙の中、御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。私からは3件でございます。

1点目は、名誉町民、元遠別町長、川島茂之氏の御逝去について申し上げます。

地方自治の進展と遠別町の振興発展に多大な貢献をされました名誉町民、元遠別町長、川島茂之氏が5月6日にお亡くなりになりました。

川島茂之氏の御逝去を心から悼むとともに、失うことが誠に大きいことを思うとき、寂寥を感じるものであります。

川島氏は、平成12年10月遠別町長に初当選、以来3期12年にわたり在職されました。

町長在職中は、卓越した行政手腕を発揮され、産業・福祉・教育などの各分野の振興と地方自治の進展に貢献をされました。

その御功績に対し、平成29年に遠別町名誉町民の称号が贈られました。

川島氏の偉大な御遺功を町民一同心からたたえ、御霊の安らかなる御冥福をお祈り申し上げ、報告いたします。

2点目は、令和7年度各会計決算概況について申し上げます。

令和7年度各会計が5月31日出納閉鎖となりましたので、決算概況について御報告申し上げます。

令和7年度の決算につきましては、簡易水道及び下水道事業会計を除き、一般会計を含めて全5会計で、決算剰余金総額は1億6,250万円となりました。

各会計の決算剰余金は、一般会計で1億1,822万3,000円、国民健康保険特別会計は2,217万3,000円、国民健康保険診療所特別会計は625万9,000円、後期高齢者医療特別会計は5万5,000円、介護保険特別会計は1,579万円であります。

会計処理が地方公営企業法適用の簡易水道事業会計は17万2,000円の黒字、下水道事業会計は576万9,000円の黒字となりました。

今年度完成予定の遠別中学校建設工事など着実に事業を進めるとともに、町民と共に暮らしやすい町を実現するため、これまで以上に財政健全化に努めてまいりたいと思います。

3点目は、令和8年度国及び道所管の事業概要について申し上げます。

本町における留萌開発建設部及び留萌振興局の本年度事業概要について報告いたします。

初めに、留萌開発建設部所管の事業につきましては、国道232号の富士見地区の道の駅周辺において、安全対策としてカラー舗装化を含む交差点改良工事300メートルが実施される予定となっております。

また、同地区では防雪柵の補修工事が継続され、防雪板の取替えが行われます。

港湾事業につきましては、遠別漁港における南防波堤の改良工事が継続して実施されております。

次に、留萌振興局留萌建設管理部所管の一般道道名寄遠別線につきましては、奥正修地区のトンネル前後で整備が進められております。遠別町側では宇遠別トンネル手前の路盤工が下層路盤まで完了しており、一部区間の用地確定測量が実施される予定となっております。また、幌加内町側におきましても、2か所の管渠施工に加え、地滑り対策事業が継続して進められております。

続きまして、産業振興部所管の事業について報告いたします。

海岸保全整備事業につきましては3地区で工事を実施し、丸松1地区においては、重力式護岸工及び消波ブロック据付け工が進められており、今年度で地区完了を予定しております。丸松2地区においては、消波ブロック及び被覆ブロックの製作が進められております。北里1地区においては、浸食

が大きく進んでいる区間を先行して重力式護岸工が進められております。

また、治山事業では、保育事業の改植と下刈りが金浦地区及び北里地区で進められており、復旧治山工事として、土砂流出防止対策の土留め工事が北里地区において予定されております。

あわせて、水産環境整備事業として、引き続き遠別沖合魚礁設置工事が進められております。

以上、事業概要についての報告といたします。

私からの行政報告は、以上で終わります。

教育委員会所管の行政報告を、教育長から1件報告させます。

本定例会の提出案件は、承認1件、報告1件、同意12件、議案3件であります。御審議の上、原案のとおり御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） 引き続き、教育長、土井寿彦君。

○教育長（土井寿彦君） おはようございます。私からは、遠別町地域クラブの設立について申し上げます。

遠別町地域クラブが令和8年3月に設立されましたので、報告いたします。

中学校部活動の地域展開は、生徒が専門的な指導を受けながら、スポーツ・芸術文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し学校教育の質を向上することを理念として、令和5年度から3年間を改革推進期間、令和8年度から6年間を改革実行期間と位置づけ、全国的に取り組んでおります。

遠別町地域クラブは、地域展開の運営主体として、遠別町からの委託料と生徒の保護者からの会費を財源に、まずは遠別バレーボールクラブを実施主体として活動を始めています。

今後は、さらなる地域展開の促進に向けて、指導者確保の取組や小学生等へのアンケート調査を実施するとともに、クラブの活動に関する相談や意見を伺う窓口の開設、町ホームページによる活動の周知・啓発などを行うこととしております。

教育委員会といたしましては、国や北海道の補助金を最大限に活用しながら地域クラブの活動を支援するとともに、子供たちのスポーツ・芸術文化活動の環境整備に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小森嘉孝君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5．一般質問

○議長（小森嘉孝君） 日程第5、一般質問を行います。

本日の定例会に通告を受けた一般質問について、通告順に発言を許します。5番、山本仁美君。

○5番（山本仁美君） おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

私からは、合葬墓の建設についてです。

私は、これまで合葬墓の問題について、2度一般質問をさせていただきました。

これまでの回答は、日本古来の文化としてお墓を中心に家族の絆が深まるものであり、合葬墓の設置はそれに反し、町民から直接声を聞いておらず時期尚早であるという内容であったと理解しています。

お墓を中心とした家族の絆が維持できなくなるのは決して都会だけの流れではなく、地方にも広が

っていると言え、少子高齢化や核家族化が進む中、全国的にお墓の維持や承継の在り方が年々大きく変わりつつあると思います。

継ぐ人がいない、経済的に墓石を建てるのが難しいといった事情を抱える方が増え、こうした課題に対する新しい選択肢として、近年各地で合葬墓の整備が進んでいます。

北海道内の市町村では、2010年代後半の先行事例に続き、2020年代に入ってから合葬墓の整備が一気に広がっている状況にあると感じています。

これは、墓地行政の技術的な課題というよりも、少子高齢化や単身高齢者の増加といった、私たちが直面している人口構造の変化に対する現実的な対応として位置づけられているものだと考えます。

第7期遠別町総合計画や過疎地域持続的発展市町村計画にも、斎場や墓地の在り方、合葬墓に関する記述があり、次の3点について町長に質問いたします。

1点目は、近隣自治体の設置状況を調べているのか。

2点目、第7期総合計画の中に、令和9年から2か年で合葬墓設置事業とありますが、合葬墓設置候補地は決まっているのか。また、想定使用料は幾らなのか。

3点目は、施設管理と維持費は誰が負担するのか。

以上、3点についての町長の所見をお聞かせ願います。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。町長、國部雅人君。

○町長（國部雅人君） それでは、山本議員の一般質問に答えさせていただきます。

山本議員の一般質問は、合葬墓の建設について御質問いただきました。

近年の少子高齢化や核家族化の進行に伴い、身寄りがなく、子供に迷惑をかけたくないなどの理由により、お墓を個々に維持することに不安を持たれている方が増えていると言われております。

令和5年12月の山本議員の一般質問を受けまして、合葬墓設置の必要性を検討するため、令和6年度に町民アンケートを実施したところであり、その中で65.1%の方から「必要」との回答を得ており、私としても必要な施設であると認識しております。

御質問の1点目の近隣自治体の設置状況ですが、留萌管内では平成31年から令和5年までに1市3町で設置され、収容数、使用料などは把握しており、今後、現地視察を行い、配置や利用状況など調査する予定で進めております。

2点目の設置候補地は、現時点では北浜の町営墓地にあります無縁仏供養塔の西側を考えており、使用料につきましては遠別町民の方は焼骨1体3万円程度、町外の方は焼骨1体5万円程度と想定しております。

3点目の施設管理と維持費につきましては、現状の墓地管理及び供養も併せて町において進める予定であります。

また、本計画については、町民の意向を踏まえ、町内の宗教団体に対し説明や御意見を伺いながら進める計画でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、山本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小森嘉孝君） 再質問があれば、これを許します。5番、山本仁美君。

○5番（山本仁美君） それでは、再質問させていただきます。

1点目の町長答弁の中に、今後現地視察を行うとお話ししていました。どこの自治体を視察するのか、これは担当者だけで視察に向かうのか、それとも有識者等の参加を想定しているのか、まず1点目お伺いします。

それと、2点目の合葬墓設置候補地は北浜の町営墓地にあります無縁仏供養塔西側を想定しているという答弁でした。

私は、数年前から町民の方々とこの合葬墓の設置場所などを話してきました。その中でほとんどの町民の方たちは、天塩・遠別共同斎場の敷地の中がいいんでないかというお話が相当数いました。

それと、なぜ無縁仏西側を考えているのか聞きたいのと、それから合葬墓の設置場所を最初から絞り込んだとしたら、その理由をお聞かせ願います。

最後になりますけども、本計画では、町内の宗教団体に対して説明や意見などを伺いながら進めていくんだという答弁でありました。協議や意見交換の相手となる宗教団体の代表はどのような立場の人を想定しているのか。

また、遠別町には7か寺の寺院がありますね。寺院はないけども、ほかの宗教団体もあります。公平性・透明性を確保するために、宗教団体側からの推薦や宗教団体同士の話合いを経て代表者を選出するのか、どのような形で意見交換をこれから行うのか、いつ行うのかを再度質問いたします。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。國部町長。

○町長（國部雅人君） 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、どこの現地視察をというところの御質問なんですけれども、実際既に担当職員で苫前町の施設を既に視察は済んでおります。そこを参考にある程度、苫前町の設置の経緯も確認した上で参考にして、こういった予定を今組んでいるところであります。必要に応じてほかの施設も見ながら、設置に向けて準備していきたいと考えております。

2点目の共同斎場の場所というところの質問だったと思うんですけれども、当初、天塩町と共同斎場は合同で運営してますので、運営協議会の中でそういった投げかけも行ったところでありますが、この敷地が遠別町内にあるということで、天塩町の方からやはり眠るのは天塩町内にしたいという意見が強いというふうに伺って、共同では設置しないと、まず天塩町からの意向をいただいたところであります。単独でまず設置するとなったときには、利便性のところから考えて、あそこまで行くよりも墓地の敷地内で考えたほうがいいだろうというところで、無縁仏の西側というところを候補地として想定したところであります。

3点目の宗教団体の代表という形の御質問なんですけれども、特に代表というわけではなくて、各宗教団体の方のところに伺いまして、現状の、実際合葬墓のような施設がある寺院もございますので、そういったところの利用状況ですとか料金ですとかそういったところを伺いながら、もめないようにというか、皆さんの納得いくような形での設置ということを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小森嘉孝君） よろしいですか。5番、山本仁美君。

○5番（山本仁美君） 数年前に我々議員が道内所管事務調査で三笠市に合葬墓の視察に行ってきたんですよ。あ、町長も行きました。そのときに、「宗教団体とのめごとがないか」という私、質問したんですよ。そしたら「ありません」と。そして、先ほどの町長の答弁だら、今の共同斎場は遠別の敷地だけでも、天塩町が眠るなら地元でっておっしゃってましたと。でも、よく考えたら、いろいろと私も見てきた、苫前でやってました。増毛、値段的にも、質問ちょっとずれますけども、値段的にも3万円とか5万円とかって、稚内はあれだったんですよ。霊園の上に建って屋根がないって。三笠は屋根が全部あって、一年中お参りができますよというフレーズで、いろんな地域から来ていただいて埋葬すると。遠別は恐らく墓石だけを中心に建てる

のかなと、値段的に考えれば。来年の計画書見たらね。墓石だけじゃなく、稚内は縁に屏風みたいにして名前を刻むんですよ。名前を刻むから安く仕上がっちゃうと。埋葬するのは無料だと。直接合葬方式って言います、これは。だから、遠別も恐らく直接合葬方式で、遺骨をすぐもう合葬しちゃうと、もういろんな人たちと一緒に混ぜちゃうと、この方式だと思うんだけど、場所的にも、今の場所は除雪はちょっと厳しいかなと、冬考えるならば。それで、いろんな人たちと、町民の方と話したときに、やっぱり除雪を考えたら今の共同祭場の場所が適地だぞという声が多かったという話で、私の話はやめます。こんな感じで、今まで数年間いろんな人たちと当たってきた思いです。何とかもう一回考えて、もう一回アンケートを取るなり、場所、値段もそうなんだけど、やっぱり一番大事なのは名前を彫ると。どこ行っても墓石は名前彫ってますよね。名前を彫らないと厳しいかなと。名前を彫るのは墓石に名前彫るんじゃなく、縁です。縁に名前を、これをやってほしいかなというふうにして再質問いたします。再々質問ですか。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。國部町長。

○町長（國部雅人君） 今いただいた再々質問なんですけれども、まず、近隣町村を調査しましたところ、そういった建物がある合葬墓というのはなくて、ほとんど墓石を中心とした形になっております。実際、受付期間も雪がない間ということになってございます。

基本的にこの合葬墓というのは、どういう使い方、どういうときに希望があるのかなというふう考えたんですけれども、しょっちゅうお参りに行く方は墓石、それぞれの個人のお墓を用意するのかなと。そこがなくなって、管理する方が遠隔地にいても管理できないという方が使うと想定しているところでもありますので、そんな頻繁に使う施設じゃないのかなというふうにはまず考えているところで、他町村と同じように夏の間というか雪のない間に、利用するとき、納骨するときもその期間に限定して受け付けているところでもありますので、同じような対応にさせていただくのかなというふうには想定しております。合葬墓の使う用途ですね。既に町内にいて頻繁に行くのであれば、お墓だったり納骨堂だったりというところも用意しているのかなというふうに思います。

あと料金に関しても、これは想定でまず金額上げさせていただいたんですけれども、これから各寺院等回りましていろいろ調査していく中で、ある種民業圧迫の部分、こっちで安すぎたら、じゃあそこに入れずに、檀家だけどそっちに入れていくという形になりかねない部分も考えまして、その部分でちょっと他町村でいろいろと抗議があったという話も伺っておりますので、そういったところは慎重にヒアリングしながら決定したいと考えております。

○議長（小森嘉孝君） 質問3回が終了しましたが、よろしいですか。まだあります。國部町長。

○町長（國部雅人君） あと、名前を彫るところは、いろいろそこはいろんな合葬墓参考にしながら、今の段階ではイエスともノーと申し上げられないんですけれども、参考にしながら運用というか、設置のほう、仕様のほうを考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） よろしいですか。4回目の質問を許します。5番、山本仁美君。

○5番（山本仁美君） 最後になりました。これはアンケートを取りますか。取らないで、行政を中心としてお寺さんの意向を聞いたりとかって。私、町長に何回かこの話したと思うんだけど、今現在、家に先祖代々の遺骨を家に置いてると、宗教に入らないと、そういう人のためにというスタートを私は切ったんです。だから、お寺というのは早い話が檀家で生計立ててるわけだから、早い話が。墓石は関係なく、納骨堂だから。でも、納骨堂が減るのかなとかって、そっちの話じ

やなく、今現在、相当数遠別に、自分が聞いている範囲ではいるんですよね。お寺に所属しない、これからもしないという人。だから、配慮は大事なんです。お寺関係の配慮はもちろん、7か寺もあるから。でも、その辺で町としてこういう方向で行くんだよねってやっぱり思いを伝えてないと、意向を聞いても、意見を聞いても、何か前に進むのちょっとまずいかなって思ってるの。だから、町民アンケート、最後に、行政ももうこう進めるんだ、(聞取り不明)、うん、分かりました、すごいスタートだから。やっぱり最終的にアンケート、今回、これやるのもアンケートだったんだよね、65.1%。ずっと何回も何回も見ました。やっぱりアンケート見ても、うちらずっとこの6年、7年間聞いてきたら、はっきり言ったら合葬墓って何だろうという人がほとんどでした。はっきり言ったらね。だから、行政が主導は大事なんだけど、やっぱりそれなりの人たちも入らないと。そしてアンケートを取って、こんな感じだよってやらなかったらちょっと誤解しちゃうかなって。

こんな感じで本当に4回目の質問終わります。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。國部町長。

○町長（國部雅人君） 町民の声を大事にということで質問をいただいたと思います。アンケートなんですけれども、検討はしたいと思うんですけれども、既に一度取っているというのと、ここ最近アンケートをほかの機会でも、振興計画というんですか、総合計画の際にもアンケートを取ってますので、なかなかアンケートが続くというのも御負担をかけたり、だんだん回答率も下がるのではないかなという危惧もありまして、ただ、これに関してはいろんな声をお聞きしながら進めたいというのがありますので、いろんな機会を設けまして、最終的には住民説明会ができるか、あとは、去年の年始ですか、各町内会、私、回らせていただいたんですけれども、もしかしたらそういう機会になるかもしれませんけれども、そういったところで様々な御意見を直接伺う機会もあるのかなというところでありまして、100%というのはもちろん難しいところではありますので、ただ、こういった形を望まれているのかは聞きながら、丁寧に対応して進めていきたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） それでは、5番、山本仁美君の一般質問はこれで終わります。

次に、8番、白幡広喜君。

○8番（白幡広喜君） 皆さん、おはようございます。令和8年第4回定例議会において議長より一般質問のお許しをいただきましたので、通告書に従い、町有地及び公営住宅解体跡地の管理コスト削減と移住定住への有効活用について一般質問させていただきますので、よろしくお願い致します。

近年、本町において空き地が目立つようになる中、個人所有者から町への土地の無償譲渡が数件見られるほか、ここ数年で町内各所で計画的に進められている老朽化した公営住宅の解体に伴う跡地が各所で見受けられます。町がこれらを引き受けること、また危険な老朽住宅を解体することは、周辺の環境維持や防災の観点から大変重要であります。

しかし、一方で、これらが更地としてただ放置されれば、町が公費を投じて定期的に維持管理など行うコストや職員の負担が増大していくのは明らかであると考えています。

この管理を迫られる町有地や解体跡地の今後の活用について、2点質問いたします。

1点目は、個人からの無償譲渡地や計画的に進められている公営住宅解体、港団地や幸和団地、具体例を挙げれば、幸和団地の解体跡地、現在建設残土仮置場となっていますが、夏場の雑草がひどく、

害虫等の衛生面や、遠別中学校の通学路に面していることから、生徒の安全面においても放置できないものと思うため、こうした土地を公費で管理するだけでなく、近隣住民が駐車場や家庭菜園、資材置場等に利用できるように低廉な価格で町民へ貸し出す仕組みをつくるべきと考えます。

これら無償譲渡地の有効活用と幸和団地等への対応、町民への貸出制度について、町長の見解を伺います。

2点目は、公営住宅解体跡地を移住者のための住宅用地として活用する施策はできないのか。

このように公営住宅の解体跡地はある程度の面積が確保され、水道などのインフラが最初から整っているという大きなメリットもあり、ただの空き地にしておくのはあまりにももったいないと感じております。

これらの跡地を移住者のための住宅用地として格安で賃貸、あるいは道内各地で行っている、一定期間住み続ければ将来的にその土地を無償譲渡するような思い切った移住定住促進のパッケージ施策に取り組むべきと考えます。

第7期総合計画においても、人口減少対策は最優先課題と認識しており、新築で公営住宅を建てる財政負担は厳しくても、解体跡地を移住者が自前でマイホームを立てられる魅力的な土地として低コストで提供すれば、本町の定住の強力な呼び水となれると思います。

これら町有地や跡地の有効活用を進めるに当たり、公平性を担保しつつ、定期借地契約などを活用した柔軟な貸出制度及び移住者向け住宅用地としての活用について、町長の見解を伺います。

答弁によりましては再質問させていただきます。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。國部町長。

○町長（國部雅人君） それでは、白幡議員の一般質問に答えさせていただきたいと思います。

白幡議員からは、町有地及び公営住宅解体跡地の管理コスト削減と移住定住への有効活用についていただきました。

本町におきましては、個人からの無償住宅や公営住宅の解体跡地等により、現在幾つかの未利用町有地が存在しております。これらの未利用地は、適切な維持管理にコストを要する一方で、地域資源としての潜在的な可能性も秘めており、有効活用を図ることは町の重要課題の一つとして認識しております。

無償譲渡地の有効活用につきましては、ほかの未利用町有地を含め、有効な活用方法を検討していきたいと考えております。

幸和団地等への対応につきましては、雑草・害虫対策や通学路の安全確保のための環境整備を実施した上で、住民の利便性と管理負担のバランスを考慮し、将来を見据えた効率的かつ安全な対応を考えていきますので、御理解願います。

町有地の町民への貸出制度につきましては、利用の申出があった際に、利用目的等を精査し、適切な管理及び原状回復等を条件に貸出しを行っております。

未利用地につきましては、雪の堆積場所など、防災・生活維持のため一定の確保は必要であると考えております。

今後も土地の安全管理、周辺住民への配慮、町有地を適切に管理し、計画的な活用に努めてまいりたいと考えております。

2点目の公営住宅解体跡地を移住者のための住宅用地として活用する施策についてですが、公営住宅解体跡地につきましては、十分な面積が確保されていることに加え、上下水道などのインフラが整

っており、移住者に限らず、宅地希望者にとってコスト面・利便性の高い魅力的な土地であると認識しております。

一方で、移住者への優遇措置を講じるに当たっては、移住者と町民との公平性を考え、慎重な配慮が必要であり、第7期総合計画における人口減少対策、防災とも併せて考える必要があると考えております。他自治体における公営住宅跡地の宅地分譲事例や定期借地権を活用した先進的な取組を精査し、本町の実情に即した制度設計が可能か検討してまいりたいと考えております。

人口減少対策については、移住者のみならず、町内の若い世代や新婚世帯・子育て世帯などの支援も並行して考える必要があります。町民の皆様が安心して住み続けられるまちづくりに努めてまいりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小森嘉孝君） 再質問があれば、これを許します。8番、白幡広喜君。

○8番（白幡広喜君） それでは再質問させていただきます。

1点目の再質問ですが、幸和団地等への跡地の環境整備、また通学路の安全確保に努めていただけるということで理解いたします。

先ほどの答弁の中にあるように、地域資源としての潜在的な可能性も秘めておりということですが、町として具体的にどのような潜在的な可能性をイメージして、それをどのようなときに引き出そうとして考えているのか。

また、町有地の貸出制度ですが、そもそも町民側にとっては、どこの場所のどのぐらいの広さで借りられるという認知自体が広がっていないのは現状だというふうに思っております。そのような情報を可視化し、住民へ発信する仕組みも必要と考えますが併せて伺います。

2点目の再質問ですが、公営住宅解体跡地については、インフラの整った跡地として、移住者に限らず、住宅希望者にとって魅力的な土地であることと認識していると言及しております。移住者に限らないのであれば、町内の若い世代や子育て世代も広く対象を含めた遠別町独自の新しい定住促進、宅地提供制度としての新たな今後の考えはあるのか伺います。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。國部町長。

○町長（國部雅人君） 1点目の潜在的な価値、どのような可能性があるのかということでありまして、町有地がゼロであるというのは、全て利用しているという状況がいい状況かということ、そうとは考えておりませんで、例えば防災、災害時に利用する場所がないとか、新たな施設の改廃のときに候補地がないとか、そういったところを考えられますので、全く自由に使える土地がゼロであるというのはふさわしくない状況だと考えておりまして、ただ、潜在的なというのはそれとイコールでありまして、例えば企業誘致に使えたりですとか、新たな施設、何十年かたったときに改廃する施設の候補地になったりですとか、そういったところは考えられるのかなとは考えております。まだ具体的に今何がというところがありますけれども、現在いろんな施設が、今中学校できた段階でなかなか新しい施設というのがすぐにこうというわけではありませんので、現時点でこれをというところは具体的な、そこまで具体性を持って述べることは難しいんですけれども、例えば第7期総合計画にありますように、道の駅周辺に温浴施設とか宿泊施設とかという話がある中で、例えば大きな町有地があったら、例えばそこを候補地にもできるかなというところでは、そうするという、今現時点での答えではないんですけれども、可能性としてそういうことも考えられる対象にはなりますねというところで、可能性として申し上げるところであ

ります。

可視化について、現在なんですけれども、それは実際今、していないところであります。具体的に問合せがあったりしたら対応しているところであります。これについてはちょっとお時間をいただいて検討する必要があるのかなと思ってまして、これは町の施策というか方針ということになるんですけれども、ここはこういうふうに使おうと、ここは住宅地として貸し出そうとか、いろんな資材置場とか、いろんな用途があると思うんですけれども、ある程度の計画性を持って考えて、じゃあここはオープンに貸し出そうとかというところがないといけないのかなとは考えておりますし、町で貸し出すとなるとなかなか安い貸出しになるかと思うんですけれども、安い貸出しをどんどんやっていると、民間の取引ですとか貸出しですとか、そういったところの価格にも影響してしまうのではないかと、これ民業圧迫というんですかね、そういったところもバランスをとって考えなきゃ、公共の土地だから安く貸し出そう、これは民間にとっていいですよということにはもちろんなるんですけれども、そういったバランスも含めて考えなければいけないことなのではないかなと感じております。

2点目の移住者についての住宅地について、または町内についてもということでの御質問だと思います。これ、移住者に対して無償で貸し付けて、一定期間がたったら権利を移譲するということの仕組みをやっている自治体も存じておりますので、そういったところの事例も含めまして、どのような施策というか、どのような制度がいいのかはちょっと考えていかなければいけないと思うんですけれども、今回こういった一般質問いただきまして、町有地の有効利用というところを改めて、町有地の棚卸しも含めましていききっかけになったと考えておりますので、そこに関しては非常に感謝申し上げます。町有地の有効利用、また、次世代のための定住政策または移住者の流入政策に生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） 再々質問があれば、これを許します。8番、白幡広喜君。

○8番（白幡広喜君） 1点目の再々質問になるかと思いますが、私も町民の数名からやはり、無償で町が取得した土地だとか今の解体跡地だとかというのは今後どうするんだろうという話も聞こえております。そんな中でやはり方向性とか、町としての方向性だとかというのをやっぱり見せていかないと、今後のそういう場所の提供というのもどうなのかなというのを思ってますので、今後のことも含めて、もう一度答弁お願いします。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。國部町長。

○町長（國部雅人君） 町有地の有効利用、これは本当に考えていかなきゃいけないところだと思います。

一方で、私がちょっと気になってたのが、中学校建設の際とか診療所、病院を建て替えるときに、候補地がなかなかないという話も伺っておりまして、要は町有地がないからなかなか候補地としてふさわしい土地もないという経緯も聞いておりますので、ただ空けておくというのもったいないというのはもちろんそうなんですけれども、そこはある程度計画性を持って考えていかなければいけないかなという一面でそういうところも考えておりますし、先ほど申し上げました民間とのバランス、全部そこでやってしまったらかえって空き家が増えてしまうというか、民間の取引がなくなってしまうというか、そういったところにも影響を考えていろいろ施策を打たなきゃいけないのかなと思っておりますので、まずはその有効利用に関しては考えていきたいと思っておりますけれども、そういったいろんな様々な事情がございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○議長（小森嘉孝君） よろしいですか。

○8番（白幡広喜君） はい。

○議長（小森嘉孝君） それでは、8番、白幡広喜君の一般質問はこれで終わります。

次に、7番、山下悟君。

○7番（山下 悟君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、eスポーツを活用した高齢者の介護予防についてお聞きします。

本町の高齢化率は既に42%に達し、第7期総合計画では令和22年に52%、町民の2人に1人以上が高齢者になると推計されています。要介護になる前のフレイルや認知症の予防、閉じ籠もりの防止がこれまで以上に重要です。

国は、介護予防の通いの場への参加率を8%へ高めることを目標に掲げ、その参加者数を保険者機能強化推進交付金の評価指標としてきました。通いの場を広げれば交付金も増える仕組みです。

本町は、要介護になった後の介護給付費に年間3億円以上を投じる一方、その手前の一時予防は手薄です。既に上士幌町では、令和4年度から町と民間事業者が連携し、eスポーツとリズム体操による介護予防を毎週実施しており、千葉大学予防医学センターが作成した自治体向け導入ガイドもあります。

そこで、町長に4点伺います。

1点目は、現状認識です。現在の通いの場の参加率をどのように把握しておられるか。第9期介護保険事業計画には参加率の目標も実績も見当たりませんが、国が目標としてきた8%に対し、本町の現状は何%でありますでしょうか。

2点目、導入の考えです。上士幌町などに倣い、要支援になる前的高齢者を対象とする通いの場にeスポーツを試験的に導入するお考えはないか。まずは体験から始められないか伺います。

3点目、交付金です。本町は、保険者機能強化推進交付金で近年どの程度の評価と交付を受けているのか。eスポーツで参加率を高め、交付金の獲得増にもつなげるお考えはないか伺います。

4点目、多世代への展開です。本町には多世代交流拠点「なごーみ」があります。これを生かし、遠別農業高校の生徒や子供たちとの多世代交流としてeスポーツを広げ、高齢者の生きがいと若い世代の関係人口づくりにつなげるお考えはないか伺います。

答弁によっては再質問させていただきます。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。國部町長。

○町長（國部雅人君） それでは、山下議員の一般質問にお答えさせていただきます。

eスポーツを活用した高齢者の介護予防についての御質問ですが、本町の令和8年5月末人口は2,133人、うち65歳以上は903人となっており、高齢化率は42%を超え、介護認定者は177人で認定率は20%弱という状況になっております。現在は、フレイルや認知症の予防、閉じ籠もり対策として、地域支え合いサロンやオレンジカフェなどの事業を、関係団体と連携し実施してきております。

御質問の1点目の、通いの場の参加率をどのように把握しているのか。本町の現状は何%かという御質問ですが、第9期介護保険事業計画には数値目標の記載はありませんが、委託事業者からの事業報告に基づき、65歳以上を対象に算出しているところでは、本町において1.58%となっております。

2点目の、eスポーツを試験的に導入する考えはないのか。まずは体験会から始められないかについての質問ですが、今年度、チェックリストの結果、外出機会が減っておりフレイル予防が必要と思

われる男性を対象に、5月29日、社会福祉協議会と町が連携して「ちょこっと交流会」を開催し、eスポーツに類似するモーショントレーニングシステムを活用したゲーム感覚のトレーニングを体験実施したところであります。

内容といたしましては、姿勢を測定し、体のゆがみ箇所をAIが診断、その後モニターに映された効果的な運動を行うというものです。

今後におきましても、多くの方を対象にこのような体験会が実施できるよう検討していきたいと考えております。

3点目の、近年どの程度の評価と交付を受けているのか。eスポーツで参加率を高め、交付金の獲得増につなげる考えはないかについての御質問ですが、保険者機能強化推進交付金はポイント制となっており、昨年度の本町の獲得ポイントは417ポイントで、92万8,000円の交付を受けており、通いの場の参加率のポイントは獲得しているところであります。

今後、交付金の獲得増を図るには、事業実施評価などの取組が必要となるため、ポイント獲得につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

4点目のeスポーツを広げ、高齢者の生きがいと若い世代の関係人口づくりにつなげる考えはないかについての御質問ですが、高齢者の生きがいとして、認知機能の維持・活性化や身体的ハードルの低さから、eスポーツの取組は介護予防の一環として有効かと思えます。

また、ゲーム体験をきっかけとし、若い世代との交流や談笑を行うことで、通いの場としての機能を高めることも必要と考えます。

これまで継続している地域支え合いサロンなどの事業を継続しながら、今後、eスポーツの活用について、関係団体と連携し検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小森嘉孝君） 再質問があれば、これを許します。7番、山下悟君。

○7番（山下 悟君） では、再質問させていただきます。

町長は、参加率が1.58%と低いことも、eスポーツが介護予防に有効であることも、交付金が参加率を評価する仕組みであることも、多世代交流で通いの場の機能が高まることも、全てお認めになりました。これらは別々の話ではありません。eスポーツ含め、一つの取組が参加率を上げ、予防を進め、介護給付費を抑え、交付金にも資し、多世代の交流で高齢者の生きがいと若者とのつながりを生む、一つで幾重にも効く取組です。だからこそ、検討ではなく実行を求め、町長の決意を伺って、私の一般質問を終わります。

○議長（小森嘉孝君） 答弁を求めます。國部町長。

○町長（國部雅人君） 御質問いただきまして、このeスポーツ、非常に有効だと思います。体験会をやったモーショントレーニングシステムをeスポーツと呼ぶのかどうか、なかなか、電子機器を使ったスポーツであることは間違いないので、既に体験会をやったということになっているのかと思うんですけども、恐らくこのeスポーツを山下議員が指しているのは、例えばNintendo Switchを使った太鼓の達人だとかそういったところを想定してるのかなとは思ってるんですけども、それは、実際まずはどのような対象者が興味を持っていただけかというのを体験会からぜひ始めたいとは考えております。このモーションシステムを継続するか、もしくはまた新たなeスポーツを体験していただくのか、業者にもよってなかなか違うとは思いますが、これは有効だと思いますので、引き続き体験会含め、実際の事業化も見据えて

考えていきたいと思っております。

○議長（小森嘉孝君） 再々質問があれば、これを許します。よろしいですか。

それでは、7番、山下悟君の一般質問はこれで終わります。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了しました。以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。11時15分まで。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（小森嘉孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第6. 承認第3号

○議長（小森嘉孝君） 日程第6、承認第3号専決処分の承認について（令和8年度遠別町一般会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長、高田博之君。

○総務課長（高田博之君） ただいま上程されました承認第3号専決処分の承認について、内容の説明をいたします。

令和8年度遠別町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

令和8年度遠別町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,364万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

最初に、6ページをお開き願います。

歳出の説明をいたします。

2款1項1目一般管理費、既定額に100万円追加し1億3,196万3,000円とするもので、7節につきましては、名誉町民弔慰金の新規計上であります。

次に、5ページをお開き願います。

歳入の説明をいたします。

17款1項1目財政調整基金繰入金、既定額に100万円追加し3億4,246万2,000円とするもので、1節につきましては、財源調整による整理であります。

以上、承認第3号について説明いたしましたので、原案のとおり承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

お諮りいたします。承認第3号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

承認第3号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7. 報告第2号

○議長（小森嘉孝君） 日程第7、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長、高田博之君。

○総務課長（高田博之君） ただいま上程されました報告第2号繰越明許費繰越計算書の内容について説明いたします。

令和7年度遠別町一般会計予算において設定しました繰越明許費については、5月31日までに調整し、令和8年度に繰り越しし、遠別町財務規則に基づき、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

説明資料ナンバー1及び1ページ、令和7年度遠別町繰越明許費繰越計算書をお開き願います。内容の説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、生活支援助成券交付事業、翌年度繰越額2,200万円。説明資料ナンバー1につきましては、繰越事業の予算科目ごとの内訳と財源内訳となっております。

以上、報告第2号について、計算書の内容を説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） これより、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

本件は報告事項でありますので、これにて報告済みとします。

暫時休憩します。

午前11時20分休憩

.....
午前11時21分再開

○議長（小森嘉孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第8. 同意第2号

○議長（小森嘉孝君） 日程第8、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長、高田博之君。

○総務課長（高田博之君） ただいま上程されました同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由及び内容の説明をいたします。

草刈忠和委員の任期が令和8年6月24日で満了となるため、新たに選任しようとするものであり、以下の者を遠別町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所、遠別町字丸松248番地。氏名、草刈忠和氏。生年月日、昭和38年2月12日生まれ。

以上、提案理由及び内容の説明をいたしましたので、御審議の上、原案のとおり同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） これより、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

お諮りいたします。同意第2号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第2号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時23分休憩

.....
午前11時23分再開

○議長（小森嘉孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第9. 同意第3号

日程第10. 同意第4号

日程第11. 同意第5号

日程第12. 同意第6号

日程第13. 同意第7号

日程第14. 同意第8号

日程第15. 同意第9号

日程第16. 同意第10号

日程第17. 同意第11号

日程第18. 同意第12号

日程第19. 同意第13号

○議長（小森嘉孝君） お諮りいたします。日程第9から日程第19にかかる同意第3号から同意第13号までの11件につきましては、関連がありますので、一括議題としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、同意第3号から日程第19、同意第13号までの農業委員会委員の任命について、11件を一括議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長、高田博之君。

○総務課長（高田博之君） ただいま一括上程されました同意第3号から同意第13号農業委員会委員の任命についてまでの計11件の提案理由及び内容の説明をいたします。

農業委員の任期が令和8年7月19日で満了となるため、新たに任命しようとするものであり、以下の者を遠別町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同意第3号。住所、遠別町字幸和626番地。氏名、野村孝司氏。生年月日、昭和36年6月28日生まれ。

以下、同意第4号から同意第13号までは提案理由を割愛させていただき、同意番号、住所、氏名、生年月日の内容のみ述べさせていただきます。

なお、同意第11号及び同意第12号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定において、市町村長は第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を含まれるようにしなければならないとなっておりますので、利害関係を有しない者となっております。

同意第4号。住所、遠別町字中央480番地。氏名、加藤利英氏。生年月日、昭和35年6月24日生まれ。

同意第5号。住所、遠別町字北里9番地4。氏名、妻沼浩氏。生年月日、昭和37年1月27日生まれ。

同意第6号。住所、遠別町字久光1184番地。氏名、茂野敏彦氏。生年月日、昭和35年1月30日生まれ。

同意第7号。住所、遠別町字久光1309番地。氏名、泊昌尚氏。生年月日、昭和54年4月12日生まれ。

同意第8号。住所、遠別町字共栄812番地。氏名、大西幸生氏。生年月日、昭和33年5月19日生まれ。

同意第9号。住所、遠別町字丸松92番地15。氏名、橋本浩一氏。生年月日、昭和38年1月15日生まれ。

同意第10号。住所、遠別町字富士見92番地9。氏名、森雅昭氏。生年月日、昭和37年3月4日生まれ。

同意第11号。住所、遠別町字清川980番地1。氏名、門間直美氏。生年月日、昭和49年10月13日生まれ。

同意第12号。住所、遠別町字本町3丁目38番地。氏名、渡邊理香氏。生年月日、昭和40年7月5日生まれ。

同意第13号。住所、遠別町字啓明594番地。氏名、杉本栄治氏。生年月日、昭和36年2月19日生まれ。

以上、一括上程されました同意第3号から第13号について説明いたしましたので、御審議の上、原案のとおり同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） これより、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

議案ごとに採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第3号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第3号は原案のとおり可決されました。

同意第4号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第4号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第4号は原案のとおり可決されました。

同意第5号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第5号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第5号は原案のとおり可決されました。

同意第6号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第6号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第6号は原案のとおり可決されました。

同意第7号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第7号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第7号は原案のとおり可決されました。

同意第8号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第8号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第8号は原案のとおり可決されました。

同意第9号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第9号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第9号は原案のとおり可決されました。

同意第10号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第10号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第10号は原案のとおり可決されました。

同意第11号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第11号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第11号は原案のとおり可決されました。

同意第12号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第12号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第12号は原案のとおり可決されました。

同意第13号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

同意第13号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、同意第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時32分休憩

.....

午前11時32分再開

○議長（小森嘉孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

.....

日程第 20. 議案第 39 号

○議長（小森嘉孝君） 日程第 20、議案第 39 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。福祉課長、稗田一栄君。

○福祉課長（稗田一栄君） ただいま上程されました議案第 39 号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明をいたします。

人権擁護委員、和田裕克委員の任期が令和 8 年 9 月 30 日で満了するため、後任委員の候補者を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者。住所、遠別町字本町 3 丁目 25 番地。氏名、和田裕克氏。生年月日、昭和 42 年 7 月 19 日生まれ。

同氏は現在、天理教遠別分教会の代表委員であり、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任と考えております。

議会の意見を頂き、法務大臣に推薦したいと思っておりますので、御審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） これより、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

お諮りいたします。議案第 39 号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

議案第 39 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 40 号

○議長（小森嘉孝君） 日程第 21、議案第 40 号工事請負契約の変更について（遠別中学校建設工事（建築主体工事））を議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。建設課長、千葉光彦君。

○建設課長（千葉光彦君） ただいま上程されました議案第 40 号工事請負契約の変更について、提案理由及び内容の説明をいたします。

説明資料ナンバー 2 をお開き願います。

提案理由であります。令和 6 年 9 月定例会において、令和 6 年、議案第 45 号により、契約の締結について議決いただきました遠別中学校建設工事（建築主体工事）につきまして、工事内容の一部変更及び追加に伴う設計変更により、契約金額の変更を行うものであります。

変更の内容であります。現契約金額「19 億 6,111 万 3,000 円」を「19 億 6,475 万 4,000 円」に変更するもので、契約金額の増加額は 364 万 1,000 円であります。

主な変更理由としましては、バレーボール及びバドミントンのコートラインの追加等に伴う増額で

あります。

契約変更に伴う継続費支出内訳につきましても変更し、令和6年度及び令和7年度支出額は変更がなく、令和8年度分支出額が変更前「6億834万4,000円」を「6億1,198万5,000円」に変更するものであります。

以上、議案第40号について説明いたしましたので、御審議の上、原案のとおり議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） これより、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

お諮りいたします。議案第40号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

議案第40号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第22．議案第41号

○議長（小森嘉孝君） 日程第22、議案第41号令和8年度遠別町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長、高田博之君。

○総務課長（高田博之君） ただいま上程されました議案第41号令和8年度遠別町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由及び内容の説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,656万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,021万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

地方債の追加につきましては、「第2表 地方債補正」によります。

最初に、3ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」について説明いたします。

限度額を事業費の追加により、限度額に1,700万円追加し、8億1,230万円とするものであります。

次に、12ページをお開き願います。

補正予算地方債の現在高の見込みに関する調書について説明いたします。

表の右下、当該年度末現在高見込額を既定額に1,740万円追加し、52億630万9,000円とするものです。

次に、8ページをお開き願います。

歳出の説明をいたします。

2款3項1目戸籍住民登録費、既定額に66万円追加し1,385万9,000円とするもので、12節につきましては、住民基本台帳システム改修に伴う新規計上であります。

3 款 1 項 3 目国民年金費、既定額に 6 6 万円追加し 8 3 万 2, 0 0 0 円とするもので、1 2 節につきましては、国民年金システム改修に伴う新規計上であります。

6 款 1 項 2 目農業振興費、既定額に 3, 4 7 7 万 9, 0 0 0 円追加し 1 億 2, 8 0 8 万 1, 0 0 0 円とするもので、1 8 節につきましては、新規事業実施に伴う補助金の新規計上であります。

次に、9 ページをお開き願います。

同じく 4 目土地改良費、既定額に 2 7 万円追加し 9 3 1 万 4, 0 0 0 円とするもので、1 0 節につきましては、公用車修繕に伴う修繕料の増額であります。

7 款 1 項 2 目観光費、既定額に 1 1 万円追加し 8, 3 3 0 万 4, 0 0 0 円とするもので、1 節、4 節につきましては、富士見ヶ丘公園再編検討委員会委員の増員に伴う増額であります。

9 款 1 項 2 目災害対策費、既定額に 1, 7 4 8 万 5, 0 0 0 円追加し 2, 3 8 9 万 6, 0 0 0 円とするもので、1 4 節につきましては、全国瞬時警報システム設備更新に伴う新規計上であります。

次に、1 0 ページをお開き願います。

1 0 款 3 項 1 目学校管理費、既定額に 5 9 0 万 3, 0 0 0 円追加し 1 1 億 4, 9 3 2 万 9, 0 0 0 円とするもので、1 2 節につきましては、部活動の地域展開に係る補助制度の改定に伴う増額であります。

同じく 2 目教育振興費、既定額から 2 6 4 万 4, 0 0 0 円減額し 6 9 5 万 2, 0 0 0 円とするもので、1 8 節につきましては、部活動の地域展開に係る補助制度の改定に伴う減額であります。

1 0 款 4 項 1 目社会教育総務費、既定額に 1 2 万円追加し 1, 0 3 8 万 6, 0 0 0 円とするもので、1 0 節につきましては、防風被害に伴う郷土資料保管庫に係る修繕料の増額であります。

同じく 2 目生涯学習センター費、既定額に 9 1 万円追加し 3, 5 6 4 万 6, 0 0 0 円とするもので、1 0 節につきましては、防風被害に伴う修繕料の増額であります。

次に、1 1 ページをお開き願います。

1 3 款 1 項 1 目職員給与費、既定額に 8 3 1 万 4, 0 0 0 円追加し 6 億 1, 0 3 6 万 1, 0 0 0 円とするもので、2 節から 4 節までは、会計年度任用職員の採用に伴う増額であります。

次に、6 ページをお開き願います。

歳入の説明をいたします。

1 3 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、既定額に 2 5 0 万 8, 0 0 0 円追加し 5, 1 6 1 万 8, 0 0 0 円とするもので、2 節につきましては、システム改修に伴う補助金の新規計上であります。

同じく 5 目教育費国庫補助金、既定額から 7 5 万 6, 0 0 0 円減額し 4 億 7 3 4 万 8, 0 0 0 円とするもので、2 節につきましては、部活動の地域展開に係る補助制度の改定に伴う整理であります。

1 3 款 3 項 2 目民生費委託金、既定額に 6 6 万円追加し 1 6 4 万 1, 0 0 0 円とするもので、1 節につきましては、国民年金システム改修に伴う事務費交付金の増額であります。

1 4 款 2 項 4 目農林水産業費道補助金、既定額に 3, 4 7 7 万 9, 0 0 0 円追加し 1 億 2 4 7 万 6, 0 0 0 円とするもので、1 節につきましては、新規事業実施に伴う補助金の新規計上であります。

次に、7 ページをお開き願います。

1 4 款 2 項 5 目教育費道補助金、既定額に 6 8 1 万 3, 0 0 0 円追加し 1, 1 3 2 万 4, 0 0 0 円とするもので、3 節につきましては、部活動の地域展開に係る補助制度の改定に伴う新規計上であります。

1 7 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金、既定額に 7 5 6 万 3, 0 0 0 円追加し 3 億 5, 0 0 2 万 5, 0 0 0 円とするもので、1 節につきましては、財源調整による整理であります。

同じく 3 目まちづくり応援基金繰入金、既定額から 2 4 0 万円減額し 5, 7 5 6 万 6, 0 0 0 円とす

るもので、1節につきましては、部活動の地域展開に係る補助制度の改定に伴う整理であります。

20款1項6目消防債、既定額に1,740万円追加し1,840万円とするもので、1節につきましては、新規事業債の追加に係る新規計上であります。

以上、議案第41号について説明いたしましたので、御審議の上、原案のとおり議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小森嘉孝君） これより、本案に対する質疑を行います。

歳出から行います。2款総務費から13款職員給与費まで、8ページから11ページまでの4ページです。8番、白幡広喜君。

○8番（白幡広喜君） 10款3項1目学校管理費についてお伺いいたします。

今朝の行政報告にありましたけれども、バレーボールを主体として行っているということですが、このバレーボールをやっている子供たちとほかのスポーツをやっている子たちの差というものが大きいと思います。このほかのスポーツをやっている保護者の方にどのように理解を求めるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（小森嘉孝君） 土井教育長。

○教育長（土井寿彦君） 地域クラブの活動に参加している生徒の保護者、そして多分、中学校部活動は今、卓球、吹奏楽、野球とございますけれども、そのような活動で残っている子供たちの保護者に対する説明と申しましょうか、今後の対応ということだと思っておりますけれども、地域クラブの傘下に入ったバレーボールにつきましては、中体連——基本的には、そういった中体連に参加する子供については、クラブに入っている子供も中学校の部活動に参加している子供たちも、何ら変わらない取扱いをするという考えで今行っております。

ただ、地域のバレーボールクラブであるので、全国的な組織にしてもヤングクラブというふうにはバレーボールの協会の中にはあるんですけれども、そういった大会に出ることも可能になりますので、そういったものの例えば予選なしで全道大会に出るようなものがあるということで、そういった大会に出場することができるというのが一番そのクラブと中学校に残っている部活動の違いになっております。そして、そのところにもある程度の助成をしていくという今、動きを行っております。

私どもの把握している中では、中学校に残っている部活動でもって、そういったクラブの大会に参加している生徒はまずいないと考えておりますので、そういったところで特に差はないというふうに考えているんですけれど。

ただ、一部本当に特定の子供がほかの町のクラブに所属して、そして中体連じゃない大会に、要はその競技の野球というクラブ大会にほかの町のクラブに入っていて参加しているという場合があるというふうには考えておりますので、今年度の対応はなかなか難しいとは思っておりますけれど、今、中学校と協力いたしまして、そういう子供がいてクラブ大会に出ていて、そしてどんな経費が必要になっているかということを校長とも把握するということで今動いておりますし、そうじゃない私どもの想定以外にもある可能性もゼロとは言えませんので、そういったものも把握するように今、酒井校長のほうにも実際に話をして今年度、今活動中でございますので、そういったものを把握して……。

繰り返しですが、今年度の対応は厳しいかと思っておりますけれど、来年度の対応をどのようなことができるかということを私ども検討いたしまして、来年度に向けて説明も加えながら当然、議会にも説明させていただいた上で、そういった仕組みを整理していかなきゃならないというふうに考えております。そして、その上で説明する機会も必要になってくるかなあというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小森嘉孝君） よろしいですか。8番、白幡広喜君。

○8番（白幡広喜君） いや、私が聞いたのは、今年違うスポーツで例えば全道大会とかいった場合に、その保護者向けにどういう対応、説明をしますかというのを聞いたつもりでいるんですけど、その辺の答弁をお願いします。

○議長（小森嘉孝君） 土井教育長。

○教育長（土井寿彦君） ほかの部活動で全道大会に行ける場合、そういった対応はどうかということでございますけれども、基本的に今までも議会で補正予算で組ませていただいた、そういった中体連等の生徒に助成をする、そういった仕組みで全部カバーできると今は思っております。ですので、クラブに入っている子供たち、そして中学校の部活動に残って活動している子供たちが全道全国に行くというところで差はないであろうということで、今そういう前提で考えております。

以上でございます。

○議長（小森嘉孝君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。7番、山下悟君。

○7番（山下 悟君） 9ページの消防費なんですけれども、参考までにお聞きしたいんですけれども、全国瞬時警報システムが今回補正、新規でなっていますけれども、これを当初予算に上げることはできなかったのか。今回のこのタイミングというのはどうしてなのか、参考までにお聞かせください。

○議長（小森嘉孝君） 高田総務課長。

○総務課長（高田博之君） 申し訳ありません。本来、当初予算に計上すべきものかとは思いますが、改修にかかる費用の見積りというのが出てきたのが今の時期ということで今回補正させていただいております。

来年度以降に回せないかというのも考えるんですが、こちらの内容については、Jアラートの受信アンテナの切り離し、今、北海道の防災無線のほうに乗っかっているといいますか、同じアンテナを使っているんですけれども、そのアンテナの切り離し作業というのを今年度中に行うように指示がありましたので、今年度の今の予算計上ということでさせていただいておりますので御理解願います。

○議長（小森嘉孝君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、歳出の質疑は終わります。

次に、歳入について、質疑を行います。

13款国庫支出金から20款町債まで、6ページから7ページまでの2ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、歳入の質疑は終わります。

歳入歳出全般について、質疑を行います。2番、橋本初昭君。

○2番（橋本初昭君） まず、第1点目、6ページの総務費国庫補助金250万8,000円、これの積算根拠を教えてください。

○議長（小森嘉孝君） 小森住民課長。

○住民課長（小森正広君） これにつきましては、250万8,000円の内訳ですが、先ほど補

正させていただいた住民基本台帳システム改修業務の委託料66万円分が、まず一つと。8年度予算でも計上させていただいておりますが、戸籍電算システム改修業務の負担金のうち184万8,000円分も補助対象となりまして、合わせた形で250万8,000円となっております。

○議長（小森嘉孝君） よろしいですか。2番、橋本初昭君。

○2番（橋本初昭君） それでは、既存の56ページ、戸籍住民管理費の19節システム改修業務負担金206万8,000円に充てているという解釈でよろしいですか。

○議長（小森嘉孝君） 暫時休憩します。

午前11時54分休憩

.....

午前11時54分再開

○議長（小森嘉孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

小森住民課長。

○住民課長（小森正広君） その部分の一部というか、大部分に充たっております。1件分は22万円ほどあるんですが、その部分につきましては、ファイアウォールの冗長化、それは単独費で22万円分は単費ということになっております。

○議長（小森嘉孝君） 2番、橋本初昭君。

○2番（橋本初昭君） では、この206万8,000円、当初はゼロ、補助金対象になっていない。だけれど、今回66万円と合わせて184万8,000円分がこっちに充当されたという解釈でよろしいですか。

○議長（小森嘉孝君） 小森住民課長。

○住民課長（小森正広君） はい、そのようになります。

○議長（小森嘉孝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

お諮りいたします。議案第41号、討論省略、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。

議案第41号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時15分まで。

午前11時56分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（小森嘉孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

.....

日程第23. 意見案第1号

○議長（小森嘉孝君） 日程第23、意見案第1号令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見

書を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。5番、山本仁美君。

○5番（山本仁美君） 意見案第1号令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、提案理由及び内容の説明をいたします。

北海道の実質賃金はマイナスで、物価上昇の影響により生活向上を実感する者が少ない状況にあります。道内労働者216.5万人のうち57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いており、特に非正規雇用労働者は自身の労働条件決定にほぼ関与できず、労働基準法第2条に定める「労使対等」の原則が機能していません。

最低賃金の引上げが低いと、近傍で働く多くの労働者の生活がさらに厳しくなり、これは個人消費の減少につながり、北海道経済全体に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

令和8年度の北海道最低賃金の改正に当たり、最低賃金の引上げを求める内容であり、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小森嘉孝君） 提案者に対し、質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。意見案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、意見案第1号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。

日程第24. 意見案第2号

○議長（小森嘉孝君） 日程第24、意見案第2号地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。5番、山本仁美君。

○5番（山本仁美君） 意見案第2号地方財政の充実・強化に関する意見書について、提案理由及び内容の説明をいたします。

地方公共団体は、少子・高齢化対策、DX推進、脱炭素化、物価高騰対策、大規模災害対応など、多岐にわたる新たな役割を求められています。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、人員不足により、職場の疲弊感が深刻化しています。

2026年度地方財政計画は物価高や人件費増に対応していますが、不十分です。2027年度予算編成に当たっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体の賃上げ基調に相応する人件費を確保し、一般財源総額のさらなる充実を図った地方財政の充実を求める内容であり、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小森嘉孝君） 提案者に対し、質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。意見案第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、意見案第2号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。

日程第25．意見案第3号

○議長（小森嘉孝君） 日程第25、意見案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。5番、山本仁美君。

○5番（山本仁美君） 意見案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について、提案理由及び内容の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の国の負担率は、2006年に1／2から1／3に引き下げられました。

一方、要保護・準要保護児童生徒の割合は全国で13.66%、北海道では17.59%と高く、家庭の経済的負担が深刻です。高校授業料無償化の所得制限撤廃や幾つかの支援拡充がなされていますが、奨学金利用や進学断念の子供も依然多くいます。

教職員定数の改善により、小学校に続き2026年度から中学校でも35人以下学級が段階的に実現しますが、高校は「検討」段階にとどまっています。また、小・中学校の不登校が11年連続で増加し、学習指導要領の改訂による教科書ページ数増加が子供たちに過度な負担を与えているとの指摘があります。

このことから、教育予算の確保・拡充を図るよう求める内容であり、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小森嘉孝君） 提案者に対し、質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。意見案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、意見案第3号は原案のとおり可決し、

関係機関へ提出することに決しました。

日程第 2 6. 意見案第 4 号

○議長（小森嘉孝君） 日程第 2 6、意見案第 4 号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。8 番、白幡広喜君。

○8 番（白幡広喜君） 意見案第 4 号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、提案理由及び内容の説明をいたします。

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多目的機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、伐採後の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っております。

道内各地で森林資源の循環利用に向けて、植林・間伐や路網の整備、人材の育成など、様々な取組が進められてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める内容であり、会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。

よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小森嘉孝君） 提案者に対し、質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 以上で質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。意見案第 4 号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、意見案第 4 号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。

日程第 2 7. 発議第 4 号

○議長（小森嘉孝君） 日程第 2 7、発議第 4 号遠別町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。8 番、白幡広喜君。

○8 番（白幡広喜君） 発議第 4 号遠別町議会傍聴規則の一部改正については、議員各位の賛同を得て提案するものであります。

提案理由は、傍聴手続を簡素化し、傍聴機会を確保するため、傍聴権制度を廃止して受付票方式に一本化する規則改正を行うものです。

改正内容につきましては、資料ナンバー４を参照願います。

第４条は、受付票の記入内容を簡素化し、第５条では、傍聴者の入場の制限について新たに規定するものです。

本文に戻りまして、「附則」において、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（小森嘉孝君） お諮りいたします。本案は質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。本案は質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

発議第４号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森嘉孝君） 起立全員であります。したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

日程第２８．発議第５号

○議長（小森嘉孝君） 日程第２８、発議第５号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。なお、細部については議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。したがって、本町の懸案事項中の要望・促進を図るため及び議員の研修会並びに調査・研究のため、議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣する議員については、その都度、議長において指名することとします。

お諮りいたします。本定例会の会議に付された案件の審議は全部終了しました。よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

閉議・閉会の宣告

○議長（小森嘉孝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、令和８年第４回遠別町議会定例会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

午後１時２８分閉会
